



平成 28 年 6 月 30 日

銀行保証付私募債の受託について

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、下記のとおり私募債を受託しましたので、お知らせいたします。

当行は、今後とも多様化するお客さまの資金調達ニーズに対応するため、銀行保証付私募債の取扱いを通じて、地元企業の発展に貢献してまいります。

記

1. 受託の内容

名 称	株式会社 要建設 第 5 回無担保社債 (筑波銀行保証)
引 受 額	100 百万円
期 間	5 年 (定時償還方式)
資金使途	運転資金

2. 株式会社要建設の概要

代 表 者	高野 賢
本 社	茨城県水戸市白梅 1 丁目 2 番 36 号
主要事業	建築工事業
会社概要	設立 : 昭和 47 年 5 月 10 日 従業員 : 40 名 事業内容 : 建築工事業、飲食・健康事業

3. 私募債について

「銀行保証付私募債」とは、一定基準を満たした優良企業が発行する社債で、当行が社債の発行事務等を行う財務代理人と社債の債務保証を行う保証人の二役を担うものです。

地元優良企業では、本私募債のように直接金融を利用した、資金調達手段を多様化する経営ニーズが高まっています。

この「銀行保証付私募債」は、厳しい発行資格条件を満たす必要があるため、本私募債を発行することは「優良企業」であることの証明となります。

以 上

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報室	檜山	内線3730
TEL 029-859-8111			